

技能労務職への職員の採用の再開に関する決議について

技能労務職への職員の採用の再開に関する決議を次のとおり提出する。

平成24年3月27日提出

提出者 市會議員 内海 貴夫 ほか40名

〔自民党市議団、公明党市議団、
京都党市議団、
みんなの党・無所属の会〕

技能労務職への職員の採用の再開に関する決議

平成18年8月、当時の樹本市長は、京都市職員の多数の不祥事を受け、市会における十分な議論を経て、「信頼回復と再生のための抜本改革大綱～不祥事の根絶に向けて～」を策定し、技能労務職への採用を当面凍結するなどの重い決断を下した。本市においては、市民への信頼回復のため、この改革大綱に基づいて様々な取組が行われてきた。

しかしながら、昨年秋、市長が、市会に対して十分に議論する機会を与えることなく、技能労務職への職員の採用を再開したことは、試行であるとはいえ、甚だ残念である。

よって市長は、技能労務職の在り方や民間委託化をはじめとする技能労務職業務の再構築に関する方針において直轄業務として維持すべきと判断した2業務（ごみ収集、道路河川等維持管理）の今後の方向性については、改めて、市会における議論を経て、理解を得るなど、十分に説明責任を果たすよう強く求める。

今後は、京都市人材活性化プラン及び京都市職員コンプライアンス推進指針の取組状況を定期的に市会に報告すること。

以上、決議する。

年 月 日

京 都 市 会